

東大阪市都市公園条例等の一部を改正する条例制定の件

東大阪市都市公園条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和8年2月27日提出

東大阪市長 野田 義和

東大阪市都市公園条例等の一部を改正する条例

(東大阪市都市公園条例の一部改正)

第1条 東大阪市都市公園条例(昭和42年東大阪市条例第56号)の一部を次のように改正する。

第10条の2第1項ただし書中「指定管理者は、当該許可を受けた者が東大阪市スポーツ施設情報システムを利用した」を「その者が電子情報処理組織を用いて当該許可を受けた」に改め、「有料公園施設の使用に係る料金を」を削る。

第20条第2項中「、「有料公園施設の使用に係る料金」とあるのは「有料公園施設の使用料」と」を削る。

(東大阪市立市民ふれあいホール条例の一部改正)

第2条 東大阪市立市民ふれあいホール条例(平成5年東大阪市条例第5号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「東大阪市スポーツ施設情報システムを利用した」を「電子情報処理組織を用いてホールの使用の許可を受けた」に改める。

(東大阪市立市民広場条例の一部改正)

第3条 東大阪市立市民広場条例(昭和42年東大阪市条例第57号)の一部を次のように改正する。

第 6 条ただし書中「東大阪市スポーツ施設情報システムを利用したときは、使用料を」を「電子情報処理組織を用いて市民広場の使用の許可を受けたときは、」に改める。

(東大阪市立体育館条例及び東大阪市立スポーツホール条例の一部改正)

第 4 条 次に掲げる条例の規定中「東大阪市スポーツ施設情報システムを利用した」を「電子情報処理組織を用いて当該許可を受けた」に改め、「第 1 項及び前項の使用料を」を削る。

(1) 東大阪市立体育館条例(昭和 42 年東大阪市条例第 75 号)第 6 条第 5 項ただし書

(2) 東大阪市立スポーツホール条例(平成 7 年東大阪市条例第 33 号)第 7 条第 4 項ただし書

(東大阪市立青少年運動広場条例の一部改正)

第 5 条 東大阪市立青少年運動広場条例(昭和 60 年東大阪市条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 項中「東大阪市スポーツ施設情報システムを利用した」を「電子情報処理組織を用いて青少年運動広場の施設の使用の許可を受けた」に改める。

(東大阪市花園ラグビー場条例及び東大阪市立ウィルチェアスポーツコート条例の一部改正)

第 6 条 次に掲げる条例の規定中「ただし、」の次に「使用者が電子情報処理組織を用いて施設の使用の許可を受けたときその他」を加え、「この限りでない」を「後納させることができる」に改める。

(1) 東大阪市花園ラグビー場条例（平成26年東大阪市条例第52号）第6条第1

項ただし書

(2) 東大阪市立ウィルチェアスポーツコート条例（令和2年東大阪市条例第32号）

第7条第1項ただし書

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条の規定は、令和8年12月1日から施行する。
- 2 第6条の規定による改正後の東大阪市花園ラグビー場条例第6条第1項ただし書及び東大阪市立ウィルチェアスポーツコート条例第7条第1項ただし書の規定は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後に施設並びに附属施設及び附属設備を使用する者について適用する。

東大阪市都市公園条例新旧対照表（第1条関係）

新	旧
<p>(利用料金)</p> <p>第10条の2 第7条の2第1項又は第7条の3第2項の許可を受けた者は、指定管理者に当該許可に係る有料公園施設及びその附属設備の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければならない。ただし、<u>その者が電子情報処理組織を用いて当該許可を受けたときは、後納させることができる。</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>(市長が管理する場合の使用料等)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 前項の場合には、第10条の2第1項の規定を準用する。 この場合において、同項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「使用に係る料金（以下「利用料金」という。）」とあ</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第10条の2 第7条の2第1項又は第7条の3第2項の許可を受けた者は、指定管理者に当該許可に係る有料公園施設及びその附属設備の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければならない。ただし、<u>指定管理者は、当該許可を受けた者が東大阪市スポーツ施設情報システムを利用したときは、有料公園施設の使用に係る料金を後納させることができる。</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>(市長が管理する場合の使用料等)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 前項の場合には、第10条の2第1項の規定を準用する。 この場合において、同項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「使用に係る料金（以下「利用料金」という。）」とあ</p>

るのは「使用料」とする。

3 (略)

るのは「使用料」と、「有料公園施設の使用に係る料金」と

あるのは「有料公園施設の使用料」とする。

3 (略)

東大阪市立市民ふれあいホール条例新旧対照表（第2条関係）

新	旧
<p>(使用料)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、市長は、使用者が<u>電子情報処理組織</u>を用いてホールの使用の許可を受けたときは、前2項の使用料を後納させることができる。</p>	<p>(使用料)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、市長は、使用者が<u>東大阪市スポーツ施設情報システム</u>を利用したときは、前2項の使用料を後納させることができる。</p>

東大阪市立市民広場条例新旧対照表（第3条関係）

新	旧
<p>(使用料)</p> <p>第6条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長は、使用者が<u>電子情報処理組織を用いて市民広場の使用の許可を受けたときは、後納させることができる。</u></p>	<p>(使用料)</p> <p>第6条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長は、使用者が<u>東大阪市スポーツ施設情報システムを利用したときは、使用料を後納させることができる。</u></p>

東大阪市立体育館条例新旧対照表（第4条第1号関係）

新	旧
<p>(使用料)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前各項に定める使用料は、前納しなければならない。ただし、市長は、体育館の専用使用の許可を受けた者が<u>電子情報処理組織</u>を用いて当該許可を受けたときは、後納させることができる。</p>	<p>(使用料)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前各項に定める使用料は、前納しなければならない。ただし、市長は、体育館の専用使用の許可を受けた者が<u>東大阪市スポーツ施設情報システム</u>を利用したときは、<u>第1項及び前項の使用料</u>を後納させることができる。</p>

東大阪市立スポーツホール条例新旧対照表（第4条第2号関係）

新	旧
<p>(使用料)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前3項に定める使用料は、前納しなければならない。ただし、市長は、スポーツホールの専用使用の許可を受けた者が<u>電子情報処理組織を用いて当該許可を受けた</u>ときは、後納させることができる。</p>	<p>(使用料)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 前3項に定める使用料は、前納しなければならない。ただし、市長は、スポーツホールの専用使用の許可を受けた者が<u>東大阪市スポーツ施設情報システムを利用した</u>ときは、<u>第1項及び前項の使用料を</u>後納させることができる。</p>

東大阪市立青少年運動広場条例新旧対照表（第5条関係）

新	旧
<p>(使用料)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会は、使用者が<u>電子情報処理組織</u>を用いて青少年運動広場の施設の使用の許可を受けたときは、前2項の使用料を後納させることができる。</p>	<p>(使用料)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会は、使用者が<u>東大阪市スポーツ施設情報システム</u>を利用したときは、前2項の使用料を後納させることができる。</p>

東大阪市花園ラグビー場条例新旧対照表（第6条第1号関係）

新	旧
<p>(利用料金等)</p> <p>第6条 使用者は、指定管理者に施設並びにその附属施設及び附属設備の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければならない。ただし、<u>使用者が電子情報処理組織を用いて施設の使用の許可を受けたときその他指定管理者が特別の理由があると認めるときは、後納させることができる。</u></p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(利用料金等)</p> <p>第6条 使用者は、指定管理者に施設並びにその附属施設及び附属設備の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、<u>この限りでない。</u></p> <p>2～5 (略)</p>

東大阪市立ウィルチェアスポーツコート条例新旧対照表（第6条第2号関係）

新	旧
<p>(利用料金)</p> <p>第7条 使用者は、指定管理者に施設及びその附属設備の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければならない。ただし、<u>使用者が電子情報処理組織を用いて施設の使用の許可を受けたときその他</u>指定管理者が特別の理由があると認めるときは、<u>後納させることができる。</u></p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第7条 使用者は、指定管理者に施設及びその附属設備の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があるとき、<u>この限りでない。</u></p> <p>2～4 (略)</p>